

＜連結財務諸表作成の基本となる事項に、棚卸資産の評価方法を記載している事例＞

ケース 1) 経理の状況≫連結財務諸表等≫連結財務諸表≫連結財務諸表作成の基本となる事項 (一般事業会社)
4 会計処理基準に関する事項 (～省略～) ③ 棚卸資産 主として次の方法により評価しております。 商品及び製品 総平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定) 仕掛品 同上 原材料及び貯蔵品 同上

ケース 2) 経理の状況≫連結財務諸表等≫連結財務諸表≫連結財務諸表作成の基本となる事項 (一般事業会社)
4 会計処理基準に関する事項 (～省略～) (3) たな卸資産 ① 製品 … 主として移動平均法に基づく原価法 ② 半製品、原材料、貯蔵品 … 主として移動平均法に基づく原価法 ③ 仕掛品 … 主として個別法に基づく原価法 (いずれも連結貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

ケース 3) 経理の状況≫連結財務諸表等≫連結財務諸表≫連結財務諸表作成の基本となる事項 (建設業 A 社)

(1) 会計処理基準に関する事項

たな卸資産

未成工事支出金 主として個別法による原価法

たな卸不動産 主として個別法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

その他のたな卸資産

その他事業支出金 主として個別法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

材料貯蔵品 主として移動平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

ケース 4) 経理の状況≫連結財務諸表等≫連結財務諸表≫連結財務諸表作成の基本となる事項 (建設業 B 社)

4 会計処理基準に関する事項

(～省略～)

(3) たな卸資産

未成工事支出金 . . . 個別法による原価法

たな卸不動産 . . . 個別法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している。)

P F I 事業等たな卸資産 . . . 移動平均法による原価法又は、個別法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している。)